

○財務省告示第六十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
条第十一项の規定に基づき、平成三十年二月二十
日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百四十回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項並びに財政法（昭和二
十二年法律第三十四号）第七
条第一項及び財政資金法（昭和

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行為れる入札

十二	口	イ	一	十	十	九	八	七	口	イ	口							
償還期限	行争入札発	争入札発	非争入札発	者争入札発	特争入札発	国争入札発	入札発	入札発	入札発	入札発	行争入札発	争入札発	非争入札発	者争入札発	特争入札発	国争入札発		
た	平			三	一	額	の	振	五		四	四	五	一	面	た	条	特
ただし、償還期が銀行休業日に	成三十一			厘金額百円につき百円十六銭	額以上百円につき百円十六銭	額	記載又は記録によるものと	替法の規定による振替口座簿	万円		千円	千三百十五億五百四十六万	千八百七十二億三千二十六万	兆八千七百二十億三千二十六万	金額で四千三百二十八億円	割引短期国債については、額	第一項の規定に基づき発行し	別会計に関する法律第四十六

